

12. 料金制度の最適化

帯広市水道事業給水条例 バックアップ料金制度

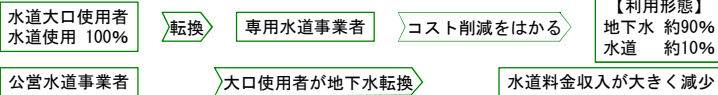
帯広市水道事業給水条例一部改正（バックアップ料金制度）の考え方

(1) 政策提案の根拠

- 政策の根拠
管理者とのバックアップ契約により、条例に基づき料金を徴収
- 条例改正の目的
 - ① バックアップという新たなサービスに対する料金賦課
 - ② 専用水道事業者と、その他の一般利用者との負担の公平性の確保
 - ③ 将来に向けての建設投資資金の確保

(2) 提案に至るまでの経緯

【水道事業認可区域内】



【対策】
負担の公平化をはかる、新たな仕組みが必要

バックアップ料金制度

- ◆ 法改正等の要望（日本水道協会・北海道）

日本水道協会

【平成23年度】	
平成23年5月25日	日水協北海道支部道東地区協議会へ議題提出・承認
平成23年7月14日	日水協北海道支部総会へ議題提出・承認
平成23年10月26日	日水協全国総会へ議題提出
【平成22年度】	
平成22年7月15日	日水協北海道支部総会へ議題提出・承認
平成22年10月20日	日水協全国総会へ議題提出・承認
平成22年11月30日	日水協が厚生労働大臣へ陳情

北海道

【平成23年度】	H23.9 平成24年度からの専用水道事務の権限移譲について、北海道へ回答
【平成22年度】	
平成22年6月3日	北海道十勝総合振興局へ要望書提出
平成22年9月8日	北海道へ専用水道認可抑制、行政指導の徹底について
平成22年10月27日	北海道十勝総合振興局へ日水協全国総会での議案承認報告・協議
平成23年2月15日	北海道十勝総合振興局へ専用水道事務に係る権限移譲について協議

【市議会・建設委員会への取組】

◎平成23年度理事者報告

5月26日	専用水道に関する取り組み経過について
7月13日	専用水道に関する取り組み経過について
8月5日	専用水道に関する取り組み経過について
9月1日	専用水道に関する取り組み経過について

◎平成23年度理事者報告

7月16日	日本水道協会北海道支部総会で承認された議題について
	北海道十勝総合振興局へ要望した事項について
11月15日	日本水道協会全国大会で承認された議題について

(3) 他団体の政策との比較検討

- 地下水に対する政策
 - ・ 熊本市 熊本市地下水保全条例 ⇒ 揚水規制
 - ・ 神戸市 神戸市水道条例 ⇒ 負担金制度
 - ・ 秦野市 秦野市地下水保全条例 ⇒ 協力金制度
 - ・ ニセコ町 地下水保全条例・水道水源保護条例 ⇒ 揚水規制
- ・ 神奈川県 神奈川県水道 ⇒ 揚水規制
- ⇒ 地下水利用から県営水道へ切り換えた場合、水道料金・加入金を減免

国等の動き

- ◆ 平成22年11月、自民党有志議員 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案国会へ提出（閉会中審査、H23・9・13国土交通委員会へ付託）
- ◆ 平成23年4月 超党派 「水循環基本法」制定へ向け、検討

(4) 市民参加の実施とその内容

- 帯広市公営企業経営審議会
 - 平成23年5月11日 専用水道事業者の料金体系のあり方諮問
 - 平成23年5月31日 審議
 - 平成23年6月27日 審議
 - 平成23年7月8日 専用水道事業者の料金体系のあり方答申

(5) 総合計画との整合性

- 総合計画
 - 政策4-2 うるおいのあるまちづくり
 - 施策4-2-2 水道水の安定供給
 - 主な施策の内容 (2) 利用者サービスの向上
 - ◆ 地下水専用水道利用者の水道料金のあり方について調査・研究します
- おびひろ上下水道ビジョン2010
分野別計画実施施策14 料金体系の調査研究とサービス向上

(6) 財源措置

- バックアップ料金制度にかかる収入
- バックアップ料金制度にかかる費用

(7) 将来にわたる政策効果

- 期待される効果 ⇒ 安全・安心な水道事業の実施
- 新たな専用水道の転換抑制
- 割引制度を導入することで、水道回帰を誘発
- 安定的な企業経営

(8) 料金設定の考え方

1. 対象者
2. バックアップ料金の年額
3. バックアップ料金割引制度
4. 施行日
5. バックアップ料金算定内容（口徑別料金体系を採用）
6. バックアップ料金（見込）
7. 水道料金影響額

【料金制度の概要】

現行水道料金制度は、固定費の82%あまりを従量料金に原価配賦し、使用水量に応じて負担を求めるとしているが、専用水道事業者の水道使用水量を極端に抑制するといった新たな水使用形態の出現により、適正な建設投資のコスト回収が出来なくなっていることから、新たな負担の仕組みを構築した。

- ◎ バックアップ料金については、現在の給水契約の口徑を単位とし、定額制とする。
- ◎ バックアップ料金については、水道回帰を図る目的から、水道使用量に応じバックアップ料金の割引制度を導入する。
- ◎ 割引制度は、医療機関用と医療機関以外の2種類とし、特に国から医療機関に対し、複数水源を担保するのが望ましいとの要請や、業務内容、社会的使命などから複数の水源確保の必要性に鑑み、バックアップ料金の半額を負担額の上限とする。
- なお、給水契約に基づき検討する年間の水道使用量に応じて、割引額を算出するものとする。
- ◎ 料金負担の算出期間は年単位とし、年度末までに請求するものとし、分割も可能とする。